

# 起債許可団体を脱却!

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します

平成25年度決算に基づく算定の結果、実質公債費比率が16.8%（速報値）となり、起債許可団体の目安となる18%未満となりました。将来負担比率も大幅に改善され、財政健全化のための取り組みの成果が表れてきました。

### ●健全化判断比率の状況

平成25年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、引き続きいきなり目標についても早期健全化基準（警戒ライン）を下回りました。

本年度の特徴として、実質公債費比率が16.8%となり、起債許可団体の目安となる18%未満となりました。これにより起債許可団体から脱することとなり、県知事への協議による市債の発行が可能となりました。

郡上市では、平成18年度決算において実質公債費比率が起債許可団体の目安となる18%以上となったことから、平成19年度に公債費負担適正化計画を策定し、財政の健全化に向けて取り組んできました。

また、将来負担比率についても61%となり、将来負担することとなる負債額が大幅に減少してきました。

### ■平成25年度の健全化判断比率・資金不足比率

区分	比率の説明	早期健全化基準	郡上市の状況(平成25年度決算)
①実質赤字比率	一般会計等の赤字額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合かを表す比率	12.45%	- 実質赤字額がないので、比率は生じません
②連結実質赤字比率	市全体の赤字額が、標準財政規模に対してどれくらいの割合かを表す比率	17.75%	- 全会計において赤字額がないので、比率は生じません
③実質公債費比率	その年度の借金の返済(公債費)に充てられた一般財源が、一般財源の総額に対してどれくらいの割合かを表す比率	25.0%	16.8% 前年度より1.7%改善され、起債許可団体の目安となる18%未満となりました
④将来負担比率	市が将来負担することになる負債額から基金等の充当可能財源を控除した額が、一般財源の総額に対してどれくらいの割合かを表す比率	350.0%	61.0% 前年度より28.3%改善されました
⑤資金不足比率	公営企業会計の資金不足額(赤字額)が事業規模に対してどれくらいの割合かを表す比率	20.0%	- 全会計とも資金不足額がないので、比率は生じません

※標準財政規模とは、その市町村の標準的な一般財源収入(税收、普通交付税等)の額をいうもので、国や県からの補助金等は含まれません。

### ■会計区分のイメージ

区分	会計種別	具体的な会計	比率	
一般会計等	一般会計		①実質赤字比率	
	一般会計等に属する特別会計	青少年育英奨学資金貸付特別会計 鉄道経営対策事業基金特別会計		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率	
		国民健康保険特別会計(直営診療施設設定)		
		介護保険特別会計		
		後期高齢者医療特別会計		
		介護サービス事業特別会計		
		駐車場事業特別会計		
	公営企業会計	法適用企業		水道事業会計
				病院事業等会計
		法非適用企業		簡易水道事業特別会計
				ケーブルテレビ事業特別会計
一部事務組合等	該当なし	⑤資金不足比率		
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	ほ場整備等の受益者賦課金の償還金に対しての助成金			
独立行政法人、第三セクター等で損失補てんを行うもの	該当なし			

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付し、その意見書を付けて9月定例会市議会に報告しました。

### ●財政健全化法の概要

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)の公表が義務付けられました。

また、平成20年度からは、この指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になりました。

公表を行う指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と資金不足比率です。

### ●起債許可団体とは?

地方債の「協議制度」では、市町村は知事に協議すれば地方債を発行できます。ただし、実質公債費比率が18%以上になると、公債費負担の早期是正を図るため公債費負担適正化計画を策定し、県知事の許可を得て地方債を発行する必要があります。

郡上市の場合、起債許可団体の目安となる18%以上となったため、公債費負担適正化計画を策定し、県知事の許可を得ながら計画的な市債の発行を行ってきました。

# 財政健全化に向けた取り組み

郡上市では、平成18年度に実質公債費比率が18%以上となつたため平成19年度に公債費負担適正化計画を策定し、財政健全化に向けた取り組みを始めました。その取り組みの柱となるのが①新規借入額の抑制、②繰上償還、③資本費平準化債の借入の3点です。

## ① 新規借入額の抑制

市債の新規発行額を制限することにより、徹底した公債費負担の抑制を図ってきました。臨時財政対策債と災害復旧事業債を除く市債の新規発行額の上限を、平成19年度からは30億円、21年度からは28億円、24年度からは25億円に設定し、借入額が返済額を下回ることにより市債残高が大きく減少しました。

## ② 繰上償還

公債費負担を低減させるため、補償金免除繰上償還制度を活用して利率5%以上の政府資金について平成19年度から21年度までの3年間に総額9億7867万円の繰上償還を行いました。また、民間金融機関からの借入資金については、財政状況を考慮しながら減債基金の活用により平成19年度から総額2億4342万円の繰上償還により

将来負担すべき償還金を軽減しました（繰上償還額は、比率の算定には含まれません）。

## ③ 資本費平準化債の借入

下水道事業特別会計において、下水道施設の減価償却期間（概ね44年）と下水道事業債の償還期限（政府資金25年）の差によって生じる費用負担の軽減を図るため、資本費平準化債の借入を行い構造的に生じる資金不足を補つことにより、一般会計からの繰出金による財政負担を軽減しました。

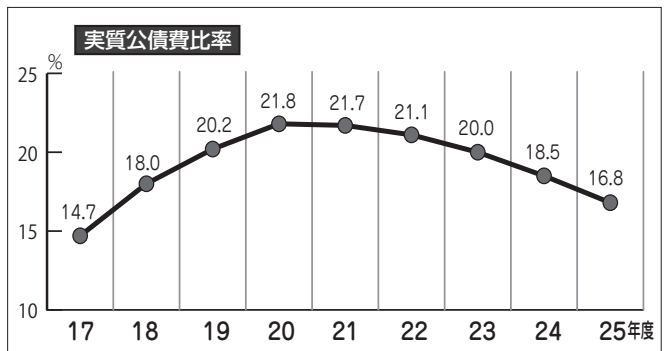
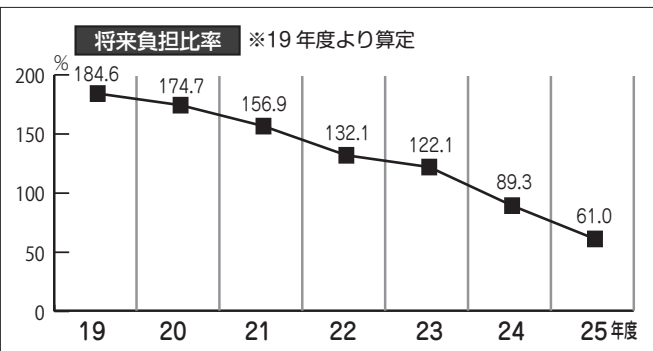
## ● 今後の見通し

郡上市は、平成25年度決算において実質公債費比率が16.8%となり、起債許可団体から脱却することとなりました。

しかし、平成26年度からは普通交付税の合併算定替の段階的縮減が始まっており、平成31年度からは一本算定となることから、一般財源の減少に伴う財政規模の縮小を余儀なくされます。

今後の実質公債費比率についても比較的高い数値で推移することが見込まれ、依然として厳しい財政状況が続きますが、健全な財政運営を堅持しながら、地域が抱える課題の解決に努めていきます。

総務部財務課  
67・1839



## 市債(歳入)と公債費(歳出)と市債残高の関係

